

## 横瀬町空家等の適正な管理の促進に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と公益社団法人横瀬町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等の適正な管理を促進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、所有者等による空家等の適正な管理の促進に向け、甲及び乙が相互に連携及び協力することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与すること、かつ、高齢者の地域社会での活動、貢献及び就労の機会の増大を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家 横瀬町内に存在する建築物及びこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）空き地 横瀬町内に存在する地目を宅地又は雑種地とする土地であって、使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- （3）空家等 空家及び空き地をいう。
- （4）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）空家等の適正な管理の促進に関すること
- （2）空家等に関する対策の周知啓発に関すること
- （3）空家等に関する対策に係る必要な情報の共有及び発信に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）所有者等から空家等の維持管理に関する相談を受けた場合、乙が行う業務を当該所有者等に紹介する。
- （2）広報、ホームページその他の広報媒体により、乙が行う業務を所有者等に周知する。
- （3）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(乙が行う業務)

第5条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等の見回り及び点検
- (2) 空家等の除草及び植木の剪定
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又はこの協定の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条の規定による業務に従事する者に対し、前項に規定する個人情報の保護を遵守するように指導し、及び監督しなければならない。
- 3 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和6年3月21日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地  
甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6351 番地  
乙 公益社団法人 横瀬町シルバー人材センター  
理事長 島田辰男